Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について

１．就学援助制度の周知方法

都道府県	市区町村名	（１）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに〇） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに〇） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに〇） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまる全てに〇） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
62	62	54	53	25	16	14	55	57	3	15	21	21	3	2	55	0	2	2	2	39	16	5	0	2	0	12	12	25	2	53	32	18	20	20
東京都	千代田区	○	○				○	○							○					○						○	令和７年度申請より、申請を希望する者は、区のポータルサイトを使用したオンライン申請を原則としている。			○				
東京都	中央区	○	○				○	○							○					○										○				
東京都	港区	○	○				○	○		○					○					○								○		○		○		
東京都	新宿区	○	○	○		○		○		○					○									○				○		○				
東京都	文京区	○	○	○			○	○							○						○					○	要保護にあたる児童・生徒に関してはケースワーカーを通して提出を受け付けている。	○		○	○			
東京都	台東区	○	○				○	○			○	・就学時健康診断通知書送付の際に案内書類を送付 ・毎年４月に希望児童生徒を対象として、学校を通して申請書を配布（R6までは全児童生徒に配布）			○											○	・区立小中学校通学者：希望者が学校へ提出 ・区立外小中学通学者：希望者のみ教育委員会学務課へ提出	○		○	○	○	○	・就学時健康診断通知書送付の際に案内書類を同封している。
東京都	墨田区	○	○				○	○		○					○						○										○	○			
東京都	江東区	○		○			○	○							○							○									○		○		
東京都	品川区	○	○	○			○	○							○					○										○	○	○		
東京都	目黒区	○	○				○	○		○							○	最終締切日（２月末日）まで随時申請を受け付けているが、夏季休業日の開始日後に申請があった場合は申請月分から支給。 転入者については、転入から１カ月以内に申請があった場合は、転入日分から支給。		○							○	令和６年度の申請より、ぴったりサービスを使用したオンライン電子申請も可能としている。	○		○				
東京都	大田区	○	○				○	○			○	在籍校から転入出者へ就学援助制度の案内を配布。			○					○		○								○		○		
東京都	世田谷区	○	○				○	○			○	転入手続時に児童・生徒がいる世帯に案内を配布しています。					○	基本的にはウ．ですが9月までの申請は年度当初に遡及して認定しています。									○	小学校1年生及び中学校1年生は希望の有無にかかわらず「希望調書」を全員提出とし、申請の意思確認を行っています。1年生以外（在校生）は希望者のみ提出としています。提出先は学校もしくは教育委員会となります。	○		○		○	○	・小学校1年生及び中学校1年生は希望の有無にかかわらず「希望調書」を全員提出とし、申請の意思確認を行っています。また、他機関に余白で見えない提出用封筒を用いることで申請に対する抵抗感を軽減しています。 ・一度申請を行うと卒業までの期間原則として資格の継続を不要とし、年度ごとの提出を省略することで申請漏れを防止しています。 ・対時間のオンライン手続きによる申請及び申請内容の変更を受付しており、手続きに関する保護者の負担を軽減しています。 ・転入手続時に児童・生徒がいる世帯に案内を配布しています。 ・教育委員会の保護者あてメール配信サービスを活用して周知を行っています。
東京都	渋谷区	○					○	○							○						○										○	○			

Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について

１．就学援助制度の周知方法

都道府県	市区町村名	（１）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまる全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
62	62	54	53	25	16	14	55	57	3	15	21	21	3	2	55	0	2	2	2	39	16	5	0	2	0	12	12	25	2	53	32	18	20	20
東京都	中野区	○	○				○	○							○							○											○	申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出する。
東京都	杉並区	○	○	○	○		○	○			○	当区立学校以外の国公立小中学校に入学した小１・中１及び前年度申請のあった児童生徒がいる世帯へ申請書を郵送。			○						○	○								○			○	・外国語（英語、ネパール語、中国語、韓国語、ベトナム語）版の案内と書き方見本を作成 ・就学援助制度について平易な表現で説明したチラシを作成
東京都	豊島区	○	○	○			○	○	○		○	ケースワーカーが児童生徒がいる生活保護世帯へ案内			○					○										○		○		
東京都	北区	○	○	○			○	○		○	○	転入後も区域外就学を継続する児童生徒がいる世帯には個別に制度案内を送付			○					○						○	LoGoフォームによる申請受付及び教育委員会の窓口または郵送で申請受付			○		○	○	学校・保護者間連絡アプリにて周知
東京都	荒川区	○	○	○			○	○							○							○								○			○	区内小中学校に通う全児童生徒に配布している申請書様式は「申請希望調査」も兼ねており、申請を希望しない者は「申請しません」と回答する必要がある・そのため、保護者の意思が確認できている。
東京都	板橋区	○	○	○	○	○	○	○							○											○	両面刷り（表面：希望調書、裏面：申請書）の書類を全児童に配布。全員が学校へ就学援助の希望の有無を記載した希望調書を提出。新規希望者のみ裏面の申請書も記載し提出している。	○		○	○	○		
東京都	練馬区	○	○	○	○	○	○	○							○					○								○		○	○		○	就学援助周知用の資料について、外国語版を用意
東京都	足立区	○	○	○			○	○							○					○										○	○		○	ホームページや広報にも制度概要を記載
東京都	葛飾区	○	○				○	○							○					○										○				
東京都	江戸川区	○	○				○	○							○						○									○			○	外国語（英語・中国語・韓国語）版のお知らせを作成し、希望者に配布
東京都	八王子市	○	○	○			○	○			○	昨年度申請実績のある八王子市立学校以外（国・都・私立中や市外の公立校）の在籍者に対して書類を送付			○						○									○		○		
東京都	立川市	○	○	○		○		○							○						○							○		○	○	○		
東京都	武蔵野市	○	○	○		○	○	○							○					○										○	○			

Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について

１．就学援助制度の周知方法

都道府県	市区町村名	（１）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまる全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助総額助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
62	62	54	53	25	16	14	55	57	3	15	21	21	3	2	55	0	2	2	2	39	16	5	0	2	0	12	12	25	2	53	32	18	20	20
東京都	三鷹市	○	○				○	○		○					○				○							○	区域外就学者のみ申請書を教育委員会へ提出	○		○	○	○		
東京都	青梅市	○	○				○	○							○						○							○		○	○		○	外国語およびやさしい日本語のチラシを作成し、支援を必要としている人に対して窓口または学校にて配布。
東京都	府中市	○	○			○	○	○			○	メール配信			○						○									○	○	○	○	ホームページ、広報紙、メール配信、新小学一年生の保護者説明会での資料配布、市内保育所・幼稚園でのポスター掲示、外国籍世帯へ外国語支援員から就学援助の制度説明等
東京都	昭島市	○	○	○			○	○	○	○					○					○										○	○			
東京都	調布市	○	○	○	○	○	○	○			○	庁内の関係部署と連携し，制度案内等を児童・生徒の保護者へ配布			○					○						○	学校に提出があった場合も、学校から教育委員会へ送付するように学校へ指示している。	○		○	○		○	外国語（英語・中国語）の案内を作成
東京都	町田市	○	○	○		○	○	○		○	○	メール配信サービスおよび学校の保護者のみが登録する学校・保護者間連絡システムで就学援助制度の周知を行っている			○						○					○	申請を希望する者がオンラインフォームで申請する。	○		○	○			
東京都	小金井市	○	○			○	○	○							○					○										○	○		○	毎年度始業式・入学式の日に学校から制度のお知らせを配布しているが、秋頃に再度学校からスクールメール等で制度周知を図っている。
東京都	小平市	○	○	○	○	○	○	○	○						○						○							○		○				
東京都	日野市	○	○				○	○			○	市公式ＬＩＮＥ			○					○										○		○		
東京都	東村山市	○	○			○	○	○		○	○	ケ.について補足：就学時健康診断の案内送付の際に、就学援助制度の書類を同封して送付。 庁舎内に案内を掲示。　保護者が学校から連絡を受けるアプリに情報を掲載。教育部発行の冊子に案内を掲載。			○					○									○	○	○	○	○		
東京都	国分寺市	○	○	○		○	○	○		○	○	毎年４月に学校からを配布後、７月に改めて制度案内の書類を学校から保護者宛にメール配信などで配布している。			○						○							○		○	○			
東京都	国立市	○	○		○		○	○			○	SNS、学校配信メールサービス			○					○								○		○	○		○	学校配信メールで周知している。 申請対象年度を限定し、一度申請をしていただければ複数年有効としている。また、更新が必要な世帯に対しては、その旨の通知を送付している。
東京都	福生市	○	○	○			○	○							○					○										○	○	○		

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について １．就学援助制度の周知方法 （１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時を受申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時、申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○） ア．目につきやすいタイトルの平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
62	62	54	53	25	16	14	55	57	3	15	21	21	3	2	55	0	2	2	2	39	16	5	0	2	0	12	12	25	2	53	32	18	20	20
東京都	狛江市	○	○		○		○	○							○					○										○	○			
東京都	東大和市	○	○		○		○	○			○	庁内関係課の窓口に申請書を設置			○					○						○	オンラインにて申請	○		○				
東京都	清瀬市	○	○	○			○	○		○	○	就学時健康診断受診のお知らせに同封して配布している。			○					○											○	○		○	子ども家庭支援センターなどの関係機関との連携により、制度の認知が及んでいないと思われる世帯へ直接案内を行っているほか、電子申請の方法に困難がある場合は窓口にて補助を行うことができる旨を通知文に明記している。
東京都	東久留米市	○	○		○		○	○							○					○										○	○			
東京都	武蔵村山市	○	○		○		○	○			○	○小学校入学のしおりに制度を記載 ○転入手続き時に、市民課で就学援助制度の案内を配布			○					○											○	○			
東京都	多摩市	○	○	○	○	○	○	○							○						○			○						○	○		○	市立小・中学校の全児童・生徒に申請書を配付している。
東京都	稲城市	○	○		○		○	○			○	生活保護または昨年度認定を受けていた世帯で、今年度申請書を提出していない世帯に、申請の勧奨のためお知らせ及び申請書を住基上の住所へ送付いたしました。			○					○								○		○	○			
東京都	羽村市	○	○		○		○	○							○				○	○	○									○		○		
東京都	あきる野市	○	○				○	○							○					○								○		○	○			
東京都	西東京市	○	○	○			○	○		○					○					○								○		○	○		○	４月に全校児童生徒へ申請書を配布するほか、学校から保護者へリマインドメールの送信を依頼。
東京都	瑞穂町	○	○		○		○	○							○						○								○	○				
東京都	日の出町	○	○	○			○	○							○					○										○	○			
東京都	檜原村						○	○							○					○													○	色画用紙等で目立つ様工夫している。

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																															
		１．就学援助制度の周知方法																															
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）											（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他			ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
62	62	54	53	25	16	14	55	57	3	15	21	21	3	2	55	0	2	2	2	39	16	5	0	2	0	12	12	25	2	53	32	18	20	20
東京都	奥多摩町	○					○	○							○					○													
東京都	大島町		○				○	○							○					○								○					
東京都	利島村									○			○							○										○	○		
東京都	新島村	○	○												○					○								○					
東京都	神津島村					○		○		○					○					○								○		○			
東京都	三宅村		○				○				○	学校経由で全児童生徒保護者へ案内書面を送付	○							○								○					
東京都	御蔵島村									○	○	村で対象の全家庭に必要な支援を行っているため特に周知を行っていない。		○							○											○	特になし
東京都	八丈町	○			○		○	○			○	自治体のホームページに掲載。LoGoフォームより電子申請をできるようにした。			○					○						○	LoGoフォームより申請。			○	○		○	どのような方が対象かを案内の最初に記載。また、フローチャートにより添付書類もわかるようにしている。LoGoフォームより申請することにより、24時間申請可能。添付書類もアップロードするだけなので申請者が来庁する手間を削減した。
東京都	青ヶ島村		○	○	○		○						○							○												○		
東京都	小笠原村							○						○						○								○						

都道府県	市区町村名	２．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																						
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っているが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいなかったため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
62	62	54	0	4	0	4	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	1	1	22	30	0	44	43	22	17	5	2	3	0	16	14	14	2	1	0	2	0	1	1
東京都	千代田区	○							○											○		○	○							○									
東京都	中央区	○							○								○					○									○	次年度就学予定の児童がいる世帯に対し、案内と申請書を送付。								
東京都	港区	○							○										○			○	○							○									
東京都	新宿区	○							○											○			○	○															
東京都	文京区	○							○											○		○	○	○															
東京都	台東区	○							○											○		○	○								○	就学時健康診断の通知等を郵送する際に、案内を同封している。								
東京都	墨田区	○							○										○			○	○							○									
東京都	江東区	○							○											○		○		○															
東京都	品川区	○							○										○			○	○	○						○									
東京都	目黒区	○							○											○		○	○	○															
東京都	大田区	○							○											○		○	○							○									
東京都	世田谷区	○							○										○			○	○							○	○	教育委員会の保護者あてメール配信サービス（区立幼稚園保護者向け）及び子ども家庭支援担当部署が実施するひとり親家庭あてのメール配信サービスを活用して周知を行っています								
東京都	渋谷区	○							○											○			○								○	入学前支給のお知らせと申請書を小学校入学前の児童がいる家庭に直接送付								

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																						
		<小学校>（1）実施・検討状況について						<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<小学校>（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）												<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（8）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					<小学校>（9）（8）の工及びオの内容
			ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っているが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
62	62	54	0	4	0	4	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	1	1	22	30	0	44	43	22	17	5	2	3	0	16	14	14	2	1	0	2	0	1	1
東京都	中野区	○							○											○		○	○	○																
東京都	杉並区	○							○											○		○		○	○						○	就学時健康診断の案内とともにお知らせを配布								
東京都	豊島区	○							○											○		○	○	○						○										
東京都	北区	○							○											○		○		○																
東京都	荒川区	○							○										○				○	○																
東京都	板橋区	○							○										○			○	○		○								①周知時期：11月、②申請期日：12月下旬							
東京都	練馬区	○							○											○		○	○		○	○														
東京都	足立区	○							○										○			○	○							○										
東京都	葛飾区	○							○										○			○	○							○										
東京都	江戸川区	○							○											○		○	○							○										
東京都	八王子市	○							○											○		○	○	○						○	○	域内の幼稚園や保育所にポスターを掲示								
東京都	立川市	○							○											○		○	○		○															
東京都	武蔵野市	○							○											○		○	○	○		○														

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																						
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）のカの内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
62	62	54	0	4	0	4	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	1	1	22	30	0	44	43	22	17	5	2	3	0	16	14	14	2	1	0	2	0	1	1
東京都	三鷹市	○							○											○		○	○		○														
東京都	青梅市	○							○											○		○	○								○	就学時健康診断の通知に案内と申請書を同封して郵送								
東京都	府中市	○							○											○		○	○				○			○									
東京都	昭島市	○							○											○		○	○	○															
東京都	調布市	○							○										○			○	○							○	○	就学時健康診断通知書とともに案内・申請書を送付								
東京都	町田市	○							○										○			○		○						○									
東京都	小金井市	○							○											○		○	○								○	就学時健康診断のお知らせに同封して郵送								
東京都	小平市	○							○										○			○	○	○	○	○													
東京都	日野市	○							○										○			○	○		○						○	市公式LINEにて申請が始まる9月上旬に案内を周知し、HPへ誘導する。								
東京都	東村山市	○							○										○			○						○		○	○	就学時健康診断の案内送付の際に、就学援助制度の書類を同封して送付。								
東京都	国分寺市	○							○										○			○	○	○		○													
東京都	国立市	○							○										○			○	○		○														
東京都	福生市	○							○											○		○	○	○															

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																						
		＜小学校＞（１）実施・検討状況について						＜小学校＞（２）（１）の力の内容	＜小学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（６）（５）のコの内容	＜小学校＞（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（９）（８）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っているが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
62	62	54	0	4	0	4	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	1	1	22	30	0	44	43	22	17	5	2	3	0	16	14	14	2	1	0	2	0	1	1
東京都	狛江市	○							○											○		○			○														
東京都	東大和市	○							○										○			○	○		○														
東京都	清瀬市	○							○									○				○	○								○	就学時健康診断受診のお知らせに同封して配布している。							
東京都	東久留米市	○							○										○			○	○		○														
東京都	武蔵村山市	○							○										○						○														
東京都	多摩市	○							○										○					○	○														
東京都	稲城市	○							○											○		○	○		○														
東京都	羽村市	○							○											○			○	○															
東京都	あきる野市	○							○											○		○	○								○	就学時健康診断の案内に同封し、郵送で配付する。							
東京都	西東京市	○							○										○			○	○	○				○		○									
東京都	瑞穂町	○							○											○		○	○	○	○														
東京都	日の出町	○							○											○			○	○															
東京都	檜原村			○																													○						

都道府県	市区町村名	２．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																							
		<小学校>（１）実施・検討状況について						<小学校>（２）（１）のカの内容	<小学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校>（５）（１）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											<小学校>（６）（５）のコの内容	<小学校>（７）（４）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（８）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					<小学校>（９）（８）の エ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っているが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいなかったため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
62	62	54	0	4	0	4	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	1	1	22	30	0	44	43	22	17	5	2	3	0	16	14	14	2	1	0	2	0	1	1
東京都	奥多摩町	○							○											○					○	○													
東京都	大島町	○							○										○				○				○	○											
東京都	利島村					○																																	
東京都	新島村					○																																	
東京都	神津島村			○																																	○		村内の状況を鑑み、制度に必要性を感じないため。
東京都	三宅村			○																																○			
東京都	御蔵島村					○																																	
東京都	八丈町	○							○										○						○						○	自治体のホームページに掲載。そのまま電子申請できるようLoGoフォームを取り入れている。	12月初旬に実施の就学時健診受付で配布。会場内にも説コード付きのA3ポスターを数か所に貼り、待ち時間中にも申請できるようにしている。期日は、１２月２０日前後。翌１月に判定会をし、認定者には２月末支給。申請が遅れた者には３月末に支給。						
東京都	青ヶ島村					○																																	
東京都	小笠原村			○																																○			

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１）　実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）の力の内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
62	62	54	0	4	0	4	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	2	2	18	32	0	1	0	2	0	1	1
東京都	千代田区	○							○											○							
東京都	中央区	○							○								○										
東京都	港区	○							○										○								
東京都	新宿区	○							○											○							
東京都	文京区	○							○											○							
東京都	台東区	○							○											○							
東京都	墨田区	○							○										○								
東京都	江東区	○							○											○							
東京都	品川区	○							○											○							
東京都	目黒区	○							○											○							
東京都	大田区	○							○											○							
東京都	世田谷区	○							○										○								
東京都	渋谷区	○							○											○							

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１）　実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）の力の内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
62	62	54	0	4	0	4	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	2	2	18	32	0	1	0	2	0	1	1
東京都	中野区	○							○											○							
東京都	杉並区	○							○											○							
東京都	豊島区	○							○											○							
東京都	北区	○							○											○							
東京都	荒川区	○							○										○								
東京都	板橋区	○							○										○								
東京都	練馬区	○							○											○							
東京都	足立区	○							○										○								
東京都	葛飾区	○							○											○							
東京都	江戸川区	○							○											○							
東京都	八王子市	○							○											○							
東京都	立川市	○							○											○							
東京都	武蔵野市	○							○											○							

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１）　実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）の力の内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
62	62	54	0	4	0	4	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	2	2	18	32	0	1	0	2	0	1	1
東京都	三鷹市	○							○											○							
東京都	青梅市	○							○											○							
東京都	府中市	○							○											○							
東京都	昭島市	○							○											○							
東京都	調布市	○							○									○									
東京都	町田市	○							○										○								
東京都	小金井市	○							○											○							
東京都	小平市	○							○										○								
東京都	日野市	○							○										○								
東京都	東村山市	○							○								○										
東京都	国分寺市	○							○										○								
東京都	国立市	○							○										○								
東京都	福生市	○							○											○							

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１）　実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）の力の内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
62	62	54	0	4	0	4	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	2	2	18	32	0	1	0	2	0	1	1
東京都	狛江市	○							○											○							
東京都	東大和市	○							○										○								
東京都	清瀬市	○							○									○									
東京都	東久留米市	○							○										○								
東京都	武蔵村山市	○							○										○								
東京都	多摩市	○							○										○								
東京都	稲城市	○							○											○							
東京都	羽村市	○							○											○							
東京都	あきる野市	○							○											○							
東京都	西東京市	○							○										○								
東京都	瑞穂町	○							○											○							
東京都	日の出町	○							○											○							
東京都	檜原村			○																		○					

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１）　実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）のカの内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討ほしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
62	62	54	0	4	0	4	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	2	2	18	32	0	1	0	2	0	1	1
東京都	奥多摩町	○							○											○							
東京都	大島町	○							○										○								
東京都	利島村					○																					
東京都	新島村					○																					
東京都	神津島村			○																						○	村内の状況を鑑み、制度に必要性を感じないため。
東京都	三宅村			○																				○			
東京都	御蔵島村					○																					
東京都	八丈町	○							○										○								
東京都	青ヶ島村					○																					
東京都	小笠原村			○																				○			

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																				（2） （1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3） （1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
62	62	52	36	29	30	31	39	15	7	26	25	6	4	10	19	23	34	1	0	16	9	56	0	9	5	62
東京都	千代田区	○															○					1				0
東京都	中央区	○	○	○	○	○	○			○							○					1				0
東京都	港区						○										○					1			認定の倍率について、18歳未満の子どもが3人以上の場合は1.31倍	0
東京都	新宿区	○	○													○				○		1				0
東京都	文京区	○														○	○					2				0
東京都	台東区	○														○						1				0
東京都	墨田区	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○					1				0
東京都	江東区	○															○					1			（4）主な倍率は以下の通り。 普通世帯（父母あり）1.18倍、ひとり親世帯1.45倍	0
東京都	品川区															○	○					1				0
東京都	目黒区	○			○		○										○			○	○	1		・災害等を受け学用品等の購入に不自由している（申請日から遡って半年以降の災害が対象） ・婚姻の解消、失業、疾病等の事由により収入が急激に減少した者		0
東京都	大田区	○															○					1				0
東京都	世田谷区	○															○				○	1		生活保護の基準額に1.4倍の係数を掛けたものを就学援助費の全費目での認定基準とし、2.06倍の係数を掛けたものを給食費のみの認定基準としています。なお、世田谷区立学校の学校給食費無償化を実施しているため、2.06倍の係数による審査（給食費のみの認定）は世田谷区立学校以外に在籍する児童・生徒のみ対象としています。		0
東京都	渋谷区	○														○						1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
62	62	52	36	29	30	31	39	15	7	26	25	6	4	10	19	23	34	1	0	16	9	56	0	9	5	62
東京都	中野区	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○						1				0
東京都	杉並区	○															○			○		1				0
東京都	豊島区	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				0
東京都	北区						○										○					1				0
東京都	荒川区	○															○					1			第６８次生保基準の1.2倍の同等額としている。	0
東京都	板橋区															○						1				0
東京都	練馬区	○	○		○	○	○								○		○					1				0
東京都	足立区	○					○										○					1				0
東京都	葛飾区	○					○										○			○		1			準要保護（一般）は1.2倍、準要保護（費目認定）は1.3倍	0
東京都	江戸川区	○															○					1				0
東京都	八王子市	○	○	○	○	○	○										○					1				0
東京都	立川市	○					○									○						1				0
東京都	武蔵野市	○					○										○			○		1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																			（2） （1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、給食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.9倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
62	62	52	36	29	30	31	39	15	7	26	25	6	4	10	19	23	34	1	0	16	9	56	0	9	5	62
東京都	三鷹市	○	○	○	○	○	○	○							○		○					1				0
東京都	青梅市																○					1				0
東京都	府中市	○	○	○		○	○			○	○				○		○			○		2				0
東京都	昭島市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				○	2		児童生徒の在籍する小中学校長の意見書により、教育委員会が特別の事情があると認める者		0
東京都	調布市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1				0
東京都	町田市																○					1				0
東京都	小金井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						2				0
東京都	小平市	○	○	○	○	○	○			○	○						○			○		1				0
東京都	日野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○		1				0
東京都	東村山市	○	○	○	○	○	○	○			○					○				○	○	1		・失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者 ・離婚、主たる生計者の死亡、倒産等により当該年中の収入が著しく減少すると見込まれる世帯に属する者 ・災害その他特別の事情により、教育委員会が特に認める世帯に属する者		0
東京都	国分寺市	○	○	○	○	○	○			○	○						○			○		1				0
東京都	国立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						2				0
東京都	福生市	○	○														○					1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																				（2） （1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
62	62	52	36	29	30	31	39	15	7	26	25	6	4	10	19	23	34	1	0	16	9	56	0	9	5	62
東京都	狛江市	○	○	○	○	○				○	○					○						1				0
東京都	東大和市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○					1				0
東京都	清瀬市	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1			(7)について、「保護者」の定義は事業の根拠規定には明記がないが、支給可否に疑義が生じたときは学校教育法による定義を踏まえ判断している。	0
東京都	東久留米市	○	○	○	○	○	○			○	○					○				○		1				0
東京都	武蔵村山市																○					1				0
東京都	多摩市	○															○					1				0
東京都	稲城市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○		2				0
東京都	羽村市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○		1				0
東京都	あきる野市						○											○			○	1		教育委員会が特に認めるもの		0
東京都	西東京市	○	○				○										○				○	2		・当該年度において、火災や水害等により財産に著しい損害を受けた		0
東京都	瑞穂町															○						2				0
東京都	日の出町	○	○		○	○	○			○	○					○					○	1		該当要件以外で教育委員会が認める者		0
東京都	檜原村	○	○														○					1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																				（2） （1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.9倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
62	62	52	36	29	30	31	39	15	7	26	25	6	4	10	19	23	34	1	0	16	9	56	0	9	5	62
東京都	奥多摩町	○	○	○										○		○						2				0
東京都	大島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○					○	○			保護者及び生計を一にする全員の所得が一定の基準以下の者		0
東京都	利島村	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○											0
東京都	新島村	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○	○					○	1		特別の事情により、現年度において生活困窮をきたしているもの		0
東京都	神津島村	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○											0
東京都	三宅村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												0
東京都	御蔵島村			○		○						○		○												0
東京都	八丈町	○	○		○	○	○	○		○	○				○	○				○		1				0
東京都	青ヶ島村	○	○				○													○						0
東京都	小笠原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1				0

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
62	62	60	0	0	1	1	1	57	57	2	25	60	0	0	0	0	0	60	60	0	9	37	35	35	1	1	1	0	0	1	10	31	21	21	9	9	8	1	1	1	6	33	9	9	11	11	11	13	13	1	3	10	0	0	0	0	0	9	9	1	3	24
東京都	千代田区	○						○	23,760		通学用品費を出来ては、760円支給	○						○	91,600																						○	○	24,168																					
東京都	中央区	○						○	15,690			○						○	77,060		也加は令和８年度新入学児童への入学祝金制度。市独子育度入学応援へのスポ学祝金制度は、10,000円。	○	○	11,744								○	○	0							令和6年度については実績なし	○			○	10,000	0			令和6年度については実績なし																			令和6年度は、医療費・修学旅行費・卒業アルバム代等については実績なし。 新入学児童生徒学用品費については、標準額代として国の要保護要保護の子算額の二倍、10万円を上乗せしている。
東京都	港区	○						○	15,690			○						○	91,600																						○						○	8,500															※１）法律学用品費を対象。 ２）夏季宿題費は、夏季宿題費はらるの。 ３）学習費は、学習費はらるの。 ４）校外学習費（現在校外うもの）はらる修繕費全のみ。 ５）新入学児童学用品費は、新入学児童学用品費はらるの。 ６）給食費は、給食費は全児入学前に要は学校を通じ、給食費は支援無料。 ７）卒業アルバムは対はらるのみ
東京都	新宿区	○						○	19,200		1年：15,960円 2年～6年：16,200円	○						○	91,600			○	○	11,440																	○						○	9,200															
東京都	文京区	○								○	学用品費・通信費・通学用品費・クラブ活動費や学習支援費によって対応しています。支給額は2023年度の実績額を参考にし、1年生は7,500～2万円の範囲で、2～6年生は1万～1万5千円を支給額を定めています。	○						○	91,600			○	○	36,100																						○						○	7,500			○									○	上記同様	
東京都	台東区	○								○	（3）横三に記載	○						○	79,800			○	○	48,105								○			○	45,350	45,310					○	○	19,035																		横三：「学用品費」「通学用品費」：学用品及び通学用品費の合算額（2023：15,947円、2024：16,107円、2025：16,268円）「クラブ・ケア」：16,107円 横四：「学校給食費」：区内校●無償化 区外校●支援
東京都	墨田区	○						○	18,880			○						○	54,060		令和８年度入学者は57,060円																																											
東京都	江東区	○						○	18,880		1年：15,690円 2年～6年：16,980円	○						○	57,060													○			○	11,000	10,087									○			○	11,000	10,872													
東京都	品川区	○						○	18,900		1年：15,690(16%) 2～6年：16,980(84%)	○						○	51,060			○	○	3,835																		○						○	11,000															
東京都	目黒区	○						○	15,690			○						○	60,060													○						○	1,350		○	○	17,667																					・給食費については、給食費無償化を実施しているため支給対象外である。 ・卒業記念アルバム費：在籍校の前年度実費の1/2を支給。 ・学校独自費：区単位の小学校に通う児童は地区共通費無償のため支給なし。
東京都	大田区	○						○	18,880		1年：15,690円、他学年：16,880円	○						○	54,060			○	○	22,268																	○			○	11,000	10,930																			給食費について、給食費無償化を実施しているため対象外となる。 そのため、区内公立校に通う児童は市知らせ入日から実施の給食費無償化により支援なし。
東京都	世田谷区	○						○	18,880		・学用品費は年次の小1：4,650円、その以外の学年は16,880円を支給しています。 【Zoiの支給人数】 小1：221人 小2：227人 小3：261人 小4：251人 小5：273人 小6：256人	○						○	81,000		・新入学用品費については、小学校入学当日は4,380円で、入学前に学用品を購入する費用として、小学校入学前の1月に、8,880円と、6月または7月に受給資格が発生時点に支給しています。 【Zoiの支給人数】 小1：221人 小2：227人 小3：261人 小4：251人 小5：273人 小6：256人	○	○	42,689																																												・通学費は対象者を生徒たち登録です。通学費は毎月支援学校（通級指導学級含む）に通学している児童に支給しています。
東京都	渋谷区	○						○	15,690			○						○	57,060			○	○	13,013																																									・通学用品費は2～6年生に支給

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
62	62	60	0	0	1	1	1	57	57	2	25	60	0	0	0	0	0	60	60	0	9	37	35	35	1	1	1	0	0	1	10	31	21	21	9	9	8	1	1	1	6	33	9	9	11	11	11	13	13	1	3	10	0	0	0	0	0	9	9	1	3	24
東京都	中野区	○						○	15,690		別調申請	○						○	91,600		生活保護単価	○	○	7,174																	○			○	11,000	10,934						○						○	12,000			令和７年度は令和６年度実績のもの。原課費は全額実績扱い。 校外活動費（宿泊を伴うものに限い）では、移動費等含まず。 クラブ活動費は４～６年生のみ支給。
東京都	杉並区	○						○	9,860			○						○	53,870			○	○	24,912																	○	○	16,333																			
東京都	豊島区	○						○	18,840		小：15,600円 中かつ山中：18,840円	○						○	91,600		金額変更ホリ																						○			○	11,000	11,000																	「新入学児童生徒学用品費等」は生活保護基準額単価を設定
東京都	北区	○						○	18,880		(2) 参照	○						○	91,600			○	○	17,289																	○			○	11,000	10,984						○						○	15,000			学用品費：1年15,690、2～6年18,880（通学用品費含む） 通学費：（原則本人負担なし年占）1～2年1,500、3年4,800、4～6年3,900 校外活動費（宿泊を伴うもの）：4年2,970、5・6年4,910 クラブ活動費：北区立小中学校、義務教育学校（小）級委託小学校児童養護の場合は対象。北区立以外の国公立小中学校在籍者には就学援助費から支給。
東京都	荒川区	○						○	15,696		5.1.(2)へ記載	○						○	57,060		5.1.(2)へ記載	○	○	0							実績なし								○	5.1.(2)へ記載								○	5.1.(2)へ記載													小学２年生から６年生の「学用品費」と「通学用品費」は品目として実施しているが、小中学年生については「新入学児童生徒学用品費等」に含まれる品目として実施しているため、「通学用品費」は支給していない。「修学旅行費」「校外活動費（宿泊を伴うもの）」は、「小学校費」「中学校費」に含まれるため、「修学旅行費」「校外活動費（宿泊を伴うもの）」は支給していない。また、「卒業アルバム代等」は、「小学校費」「中学校費」に含まれるため、「卒業アルバム代等」は支給していない。なお、「オンライン学習通信費」は、「小学校費」「中学校費」に含まれるため、「オンライン学習通信費」は支給していない。
東京都	板橋区	○						○	18,480		(3) 補足事項に記載	○						○	54,060			○	○	4,342								○			○	17,000	13,948					○						○	11,000			○						○	12,000			修学費単価　[P] 学用品費：1年　14,760円、2～6年　18,480円、学校活動費：1、2年　945円、3～6年　1,890円、[C]通学費：1、2年　4,342円、3～6年　5,292円、[R]修学旅行費：1～2　52,250円、3～4年　56,410円、5～6年　62,750円 ※学校活動費は学校委員会運営協で協議した結果に基づき、2年生と3年生の学年費を決定し、学校行事費（過去の学校行事にかかる保護者負担額の平均額をもとに算出）
東京都	練馬区	○						○	15,690		学年により支給額異なる	○						○	63,000		学年により支給額異なる	○	○	12,044							相当学級のみ										○								○	11,000													
東京都	足立区	○						○	7,690		1年　7,690円 2年11,930円 3年　9,880円 4年11,130円 5年　8,130円 6年　8,130円	○						○	54,060		1年【ICT入学者】　54,060円 2～6年【ICT入学者】 100,930円	○	○	30,670																	○								○	11,000														学用品費については、区の独自制度に含まれる品目を実施する。 新入学児童生徒学用品費等のみ年生分については、区独自の入学準備金制度を実施し新入生に限り、支給する。
東京都	葛飾区	○						○	24,100		1年23,700円、2・3年23,800円、4～6年24,100円	○						○	91,600			○	○	6,980								○			○	9,300				葛飾区外在籍の場合			○					○	10,000																令和５年度より給食費無償化。令和７年度より修学旅行費及び宿泊行事保育を実施しているが、「校外活動費（宿泊を伴うもの）」は、区内一律の対象としているため、全ての公立小学校児童が対象となり、「修学旅行費」「修学旅行費（林間施設費・臨海施設費）」を支給していない。
東京都	江戸川区	○						○	18,880		通学用品費を含む 学用品費：15,690円 通学用品費：3,190円	○						○	54,060			○	○	11,696								○			○	26,620	28,600						○						○	11,000														
東京都	八王子市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	26,771								○	○	37,061																○						○	15,000		世帯単位で支給	
東京都	立川市	○						○	13,970		小のみ11,640円	○						○	64,300			○	○	37,901																	○								○	11,000													
東京都	武蔵野市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	35,422								○	○	15,722								○	○	15,966								○						○	15,000			

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
62	62	60	0	0	1	1	1	57	57	2	25	60	0	0	0	0	0	60	60	0	9	37	35	35	1	1	1	0	0	1	10	31	21	21	9	9	8	1	1	1	6	33	9	9	11	11	11	13	13	1	3	10	0	0	0	0	0	9	9	1	3	24
東京都	三鷹市	○						○	11,630			○						○	57,060																																												
東京都	青梅市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	6,000																																						学用品費と通学用品費は、『学用品費』として合計付で支給（通学用品費は小２～小６の水準額）。
東京都	府中市	○						○	14,784			○						○	57,060			○			○	19,100	0				支給実績なし	○	○	30,305																														
東京都	昭島市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	19,955								○	○	36,003																														
東京都	調布市	○						○	11,630			○						○	60,060			○	○	18,838																	○					○	11,000														校外活動費：対象学年5年生　20%
東京都	町田市	○						○	11,640		注『学用品通学用品費』として費目を設定しています。	○						○	57,060			○	○	16,540								○	○	35,940								○			○	11,000	10,870					○						○	14,040			
東京都	小金井市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	14,162																	○			○	9,460	9,460															・校外活動費（現行有）：上記25年生の金額。26年生以女給平均額は10万
東京都	小平市	○						○	11,630		通学用品費とまとめて支給	○						○	57,060			○	○	31,500																	○	○	13,792									○						○	15,000			
東京都	日野市	○						○	11,630			○						○	64,300			○	○	13,163								○	○	39,605								○			○	11,000	10,928														
東京都	東村山市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	8,290								○	○	39,221																												・通学用品費は1年生には支給無し
東京都	国分寺市	○						○	13,900		学用品費と通学用品費をまとめて支給している。 学用品費は小１～６生全て一律でいくら的で、通学学用品費は小１～６年生の場合、2万円を基準額として、家庭の経済状況に応じて、増減させる。なるべくの中で、学用品費と通学用品費の合算額です。	○						○	57,060																												○			○	11,000	9,949															教育保護者で安心に安心環境がない保護者のみ ゆったり保護者（充実）に新ボルルーター を持っている。
東京都	国立市	○						○	13,230			○						○	57,060													○			○	○	26,000	25,371				○	○	15,000																		校舎費無償化に伴い、該当費目はなくなりました。
東京都	福生市	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	34,670								○	○	18,646																		

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
62	62	60	0	0	1	1	1	57	57	2	25	60	0	0	0	0	0	60	60	0	9	37	35	35	1	1	1	0	0	1	10	31	21	21	9	9	8	1	1	1	6	33	9	9	11	11	11	13	13	1	3	10	0	0	0	0	0	9	9	1	3	24
東京都	狛江市	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	32,803																												
東京都	東大和市	○			○	11,630	10,864					○						○	57,060			○	○	67,080								○	○	38,074								○			○	15,000	13,742														
東京都	清瀬市	○						○	11,630		通学用品費（2～6月）・校外活動費（現在未申込いもの）とまとめて支給	○						○	57,060													○			○	12,000	11,750																	○						○	15,000		世帯ごとの支給	
東京都	東久留米市	○						○	13,900		通学用品費を含む	○						○	57,060			○	○	21,500																																								・学用品費は2～6年を記入。1年は1，630円 ・学用品費には通学用品費を含む
東京都	武蔵村山市	○						○	11,640			○						○	57,060			○	○	0							実績なし	○	○	35,262																				○						○	15,000			
東京都	多摩市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	0							令和６年度支払い実績なし	○	○	6,823																															学校給食費単価は、1年生 46,160円、2年生 55,210円、3・4年生 55,380円、5・6年生 56,680円
東京都	稲城市	○						○	11,630			○						○	57,060			○								○	公共の交通機関をお問合せ後お支度費。事後で通学した場合は2,000円以上差あり。	○	○	44,893																															
東京都	羽村市	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	37,045																												
東京都	あきる野市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	0							実績なし	○	○	33,186																														
東京都	西東京市	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	0							令和６年度実績なし	○	○	6,533								○	○	15,530																		
東京都	瑞穂町	○						○	11,630		通学用品費とまとめて支給	○						○	57,060													○	○	35,074							全校平均																									
東京都	日の出町	○						○	11,630			○						○	57,060			○	○	0																																						
東京都	檜原村	○						○	11,630			○						○	57,060													○	○	60,000							年度により変更（小6、中3）※記載額は昨年度の３金額																							

5．令和７年度準要保護就学援助費

1．小学校の就学援助費の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助費

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
62	62	60	0	0	1	1	1	57	57	2	25	60	0	0	0	0	0	60	60	0	9
東京都	奥多摩町	○						○	11,630			○						○	57,060		
東京都	大島町	○						○	11,630			○						○	57,060		
東京都	利島村	○						○	11,630			○						○	54,060		
東京都	新島村	○						○	11,630			○						○	57,060		
東京都	神津島村	○						○	10,000			○						○	20,000		
東京都	三宅村	○						○	11,630			○						○	57,060		
東京都	御蔵島村										該当者なし										
東京都	八丈町	○						○	11,630			○						○	57,060		前年度入学準備金支給者を除く
東京都	青ヶ島村																				
東京都	小笠原村	○						○	11,630			○						○	57,060		

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
62	62	37	35	35	1	1	1	0	0	1	10	31	21	21	9	9	8	1	1	1	6
東京都	奥多摩町	○	○	0							実績なし										
東京都	大島町											○	○	27,991							
東京都	利島村																				
東京都	新島村																				
東京都	神津島村																				
東京都	三宅村																				
東京都	御蔵島村																				
東京都	八丈町											○			○	42,860	38,000				6年生のみ
東京都	青ヶ島村																				
東京都	小笠原村											○			○	22,690	0				

都道府県	市区町村名	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
62	62	33	9	9	11	11	11	13	13	1	3	10	0	0	0	0	0	9	9	1	3	24
東京都	奥多摩町																					
東京都	大島町																					
東京都	利島村																					
東京都	新島村																					
東京都	神津島村																					
東京都	三宅村																					
東京都	御蔵島村																					隣村では子数の少ない学校等間にかかる費用は保護者の経済状況によらず基本的に村が負担しています。
東京都	八丈町	○						○	11,000		6年生のみ											
東京都	青ヶ島村																					
東京都	小笠原村																					

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（２）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
62	62	60	1	1	2	2	2	57	57	2	24	59	0	0	0	0	0	59	59	0	4	37	36	36	2	2	2	0	0	1	9	54	33	33	17	17	17	4	4	1	10	33	9	9	11	11	11	13	13	1	3	10	0	0	0	0	0	9	9	0	3	25
東京都	千代田区	○						○	40,080		通学用品費と合算で40,080円支給	○						○	101,000													○	○	98,964								○	○	9,800																			
東京都	中央区	○						○	30,450			○						○	113,000		令和８年度新入学生分への入学祝金制度、令和７年度入学生分への入学祝金制度ともに113,000円。	○	○	40,400								○	○	33,470								○			○	8,000	7,580																	令和６年度は、医療費について実績なし。 新入学児童生徒学用品費については、概算額でなしで国の新保護補助額の予算額分に当たる113,000円を上乗せしていた。
東京都	港区	○						○	30,450			○						○	101,000													○						○	50,000		認定書は聴覚障害となるため保護者への通知の交付はなし。港区立特別支援学校については上限を51,520円として実費支給	○						○	7,500																	・通学用品費は中１は支給無し　・普通高校は中のみ　・夏季学園費は中２のみ　・新入学生給食費は高２からのみ、入学前に取消出来ない場合は港区で支給を受けている場合は支給なし
東京都	新宿区	○						○	35,040		概算単価５年：35,940円　２年～６年：35,040円	○						○	101,000			○	○	0							実績なし	○	○	81,311								○						○	9,200													
東京都	文京区	○								○	学用品費・通信費・通学用品費：クラブ活動費を学級会費として徴収しています。実際の徴収額は学年によって異なります。1学年分（1クラス）の場合、中1：3,270円～4,450円、中2～3：2,910円～4,450円と実施額を設定しています。	○						○	101,000			○	○	45,085								○				○	65,000			○						○	7,500			○										上記参照	
東京都	台東区	○								○	（３）横浜に記載	○						○	81,000			○	○	52,423								○	○	74,292								○	○	12,555																		修学：「学用品費」「通学用品費」→学用品及び通学用品費の合算額（上限47,170円）　中2：34,410円 修正２：「学校給食費」「区内校」→無償化　区外校→実費
東京都	墨田区	○						○	34,410			○						○	63,000													○			○	73,520	71,661																									医療費は、医療費保険負担額を控除した個人負担額の医療費を支給対象としているが、子ども医療証を使用している点に、実績は計上できない。
東京都	江東区	○						○	34,410		5年：35,540円 2～3年：34,410円	○						○	63,000													○			○	72,000	66,854							○			○	10,000	8,522													
東京都	品川区	○						○	34,416		7年：35,456(32%) 8・9年：34,416(68%)	○						○	60,000			○	○	22,295								○						○	60,000	品川区立中学校以外に在籍する９年生・９年生の保護者負担分が、保護者負担額がある場合に限り支給。	○						○	10,000															
東京都	目黒区	○						○	30,450			○						○	67,000													○			○	80,000	78,262							○	○	10,410																・修学旅行費：３年参加者に支給。実費額（80,000円限度・経費内容は証憑（領収書）（現地校のみ）＋定額（3,500円）支給。 ・「校外活動費（部活を除く）」：２年参加者に支給。実費額（35,000円限度）＋定額（3,500円）（外一泊事業）支給。 ・卒業記念アルバム費：在籍校の給与支資費額（個人負担のみ）を支給。 ・「学校給食費：目黒区中学校に通う生徒は給食費無償のため支給なし。 ・部活動費・体育実技用具：該当者のみに支給。
東京都	大田区	○						○	34,410		5年：35,450円、修学年：34,410円	○						○	63,000			○	○	18,708								○			○	68,000	63,831							○			○	8,800	8,634													給食費について、給食費無償化を実施している学校は支給対象外です。 そのため、区内公立校に通う生徒は令和５年４月から実施の給食費無償化により支給なし。
東京都	世田谷区	○						○	34,410		・学用品費は1年生のみ16,450円、その以外の学年は34,410円を支給しています。 【内訳支給人数】 令1：621人 令2：615人 令3：620人	○						○	81,000			○	○	37,822								○				○	68,760	・修学旅行費は1泊の場合56,760円、2泊2日は68,760円を支給しています。	○						○	8,800															・新入学用品費については、６年生時（中学校入学前）に支給を受けていた場合に支給しています。 ・通学費は学区入分を超いた生徒を入分のみ計上としています。通学費は年３回支給中者（通学証明書申請者）及び子育て世帯向けの教育に優遇をうけている生徒に支給しています。 ・「学校給食費」は学校運営費の公認団体等３部活動への参加費用として支給しています。
東京都	渋谷区	○						○	30,450			○						○	63,000			○	○	23,270								○	○	72,097																												・通学用品費は2・3年生に支給

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

| 都道府県 | 市区町村名 | 学用品費 | | | | | | | | | | 新入学児童生徒学用品費等 | | | | | | | | | | 通学費 | | | | | | | | | | 修学旅行費 | | | | | | | | | | 卒業アルバム代等 | | | | | | | | | | オンライン学習通信費 | | | | | | | | | | （２）補足事項 |
|---|---|---

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （１）費目毎の援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（２）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
62	62	60	1	1	2	2	2	57	57	2	24	59	0	0	0	0	0	59	59	0	4	37	36	36	2	2	2	0	0	1	9	54	33	33	17	17	17	4	4	1	10	33	9	9	11	11	11	13	13	1	3	10	0	0	0	0	0	9	9	0	3	25
東京都	狛江市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	63,377																												
東京都	東大和市	○			○	22,730	21,348					○						○	63,000			○	○	62,280								○	○	68,907								○			○	15,000	9,710													
東京都	清瀬市	○						○	22,730		通学用品費（2～3年）・校外活動費（現地集合のため）も四ヒまとめて支給	○						○	63,000													○			○	55,000	54,640																	○						○	15,000		世帯ごとの支給	
東京都	東久留米市	○						○	25,000		通学用品費を含む	○						○	63,000			○	○	43,000								○	○	66,360																														・学用品費は2，3年を記入。1年は2万，7万円 ・学用品費には通学用品費を含む
東京都	武蔵村山市	○						○	22,740			○						○	63,000			○	○	0							実績なし	○	○	58,809																				○						○	15,000			
東京都	多摩市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							令和６年度支払い実績なし	○	○	54,600																													学校給食費単価は、１・２年生　58,360円、３年生　56,260円
東京都	稲城市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	25,369	○	2,000	7,000			○	公共の交通機関を利用の場合は実費、自家用車使用した場合は2,100円の上限あり。	○	○	68,453																													
東京都	羽村市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	62,892																												
東京都	あきる野市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							実績なし	○	○	56,335																												
東京都	西東京市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							令和６年度実績なし	○			○	63,000	61,003					○	○	9,122																
東京都	瑞穂町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	61,708							各校平均																				
東京都	日の出町	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	75,000								○	○	58,045																												
東京都	檜原村	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	60,000																												

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市区町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
62	62	3
東京都	千代田区	
東京都	中央区	
東京都	港区	
東京都	新宿区	新入学学用品費については、令和6年度末の生活保護基準見直しに伴い、同額に増額して支給する予定である。
東京都	文京区	
東京都	台東区	
東京都	墨田区	
東京都	江東区	
東京都	品川区	
東京都	目黒区	
東京都	大田区	
東京都	世田谷区	
東京都	渋谷区	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
62	62	3
東京都	中野区	
東京都	杉並区	
東京都	豊島区	・令和7年4月の生活保護基準の改正を受けて、入学支度金については第2回定例会において補正予算を上程し、金額の改定を予定しております。 （予定金額：小学校分、40円、中学校分、60円）令和6年2月に実施した入学支度金についても、遡及支給予定です。 ・教育委員会の教育費用補助制度に対象枠も拡大、毎日の学習に必要な費用の充当が困難な家庭に必要な支援等が受けられるよう、認定基準額及び各支給費目の支給額の引き上げについて、検討を進めています。
東京都	北区	経済的に困窮している児童生徒に対する取組として、「主たる生計維持者の生活状況の急変等（無職入院、会社倒産による失業、病苦、離災等）により、生活の困窮をきたしている者（申立書及び添付の所得等を確認できる書類により最ago）」の適用を令和６年度から開始し、公式ホームページ及び全児童生徒へ配布の案内に掲載し周知しています。
東京都	荒川区	
東京都	板橋区	
東京都	練馬区	
東京都	足立区	
東京都	葛飾区	
東京都	江戸川区	
東京都	八王子市	
東京都	立川市	
東京都	武蔵野市	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
62	62	3
東京都	三鷹市	
東京都	青梅市	
東京都	府中市	
東京都	昭島市	
東京都	調布市	
東京都	町田市	
東京都	小金井市	
東京都	小平市	
東京都	日野市	
東京都	東村山市	
東京都	国分寺市	
東京都	国立市	
東京都	福生市	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
62	62	3
東京都	狛江市	
東京都	東大和市	
東京都	清瀬市	
東京都	東久留米市	
東京都	武蔵村山市	
東京都	多摩市	
東京都	稲城市	
東京都	羽村市	
東京都	あきる野市	
東京都	西東京市	
東京都	瑞穂町	
東京都	日の出町	
東京都	檜原村	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
62	62	3
東京都	奥多摩町	
東京都	大島町	
東京都	利島村	
東京都	新島村	
東京都	神津島村	
東京都	三宅村	
東京都	御蔵島村	
東京都	八丈町	
東京都	青ヶ島村	
東京都	小笠原村	